

福岡県公報

平成十八年十一月二十二日
第二千六百十号
増刊 ①

目次

規則(第八十号)

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………一

正誤

○目次(平成十八年十一月六日福岡県公報第二千六百三十三号増刊①)中
正誤……………一

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正(平成十八年十一月福岡県
告示第二千八百八十一号の二)中正誤……………二

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十一月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項第三号中「第十八条第六項」を「第十八条第十五項」に改め、同項第五号中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改める。

別表第一(イ)の欄中「大川市」の下に「、みやま市」を加え、「、山門郡、三池郡」を削る。

別表第二中

嘉麻市 ○・二三メートル

を

嘉麻市 ○・二三メートル

みやま市 ○・一九メートル

に改め、同表八女郡上陽町の項、山門郡

瀬高町の項、山門郡山川町の項及び三池郡高田町の項を削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定(八女郡上陽町の項を削る改正規定に限る。) 公布の日
- 二 別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定(八女郡上陽町の項を削る改正規定を除く。) 平成十九年一月二十九日
- 三 第一条の三の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)

| | | | |
|-------------------------|------------|-------|---|
| 18 ・ 11 ・ 6 | | 発行年月日 | |
| 2603 増刊① | | 公報番号 | |
| 告示 | 目次 | 種類 | |
| 2181の2 | | 同上番号 | |
| 1 | 1 | ページ | |
| ○ | ○ | 上 | 欄 |
| | | 下 | |
| 9 | 1 | 行 | |
| | | 備考 | |
| 福岡県告示第二千百八十一号の二 | 第二千百八十一号の二 | 正 | |
| 福岡県告示第二千百八十二号 | 第二千百八十二号 | 誤 | |

正
誤